平成２５年（フ）第１２８６号
東京都荒川区町屋６丁目13―８―205
債務者　内村　一精
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９２号
東京都立川市柴崎町５丁目８－８―101
債務者　室賀　真央
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９９号
神奈川県横浜市鶴見区平安町２丁目10―５―102
債務者　秋山　直紀
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０５号
東京都新宿区西新宿６丁目25―16―310
債務者　梅津　奈緒（旧姓箕裏）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７号
東京都世田谷区松原２丁目４―13　鈴木方202
債務者　青柳　邦生
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０９号
埼玉県和光市本町12―36―103
債務者　高橋　甫子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８号
横浜市南区南太田３丁目12番13―402号
債務者　齋藤あけみ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８６号
横浜市戸塚区戸塚町2392番地22
債務者　鈴木　玲美（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７８号
岡山市南区福田43番地８
債務者　長田　淑子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７００号
岡山市東区益野町230番地10エンドレス２―202、旧住所岡山市北区青江３丁目12番３号シルクハウスＡ棟202号
債務者　石原会美子（旧姓勝村）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
岡山市北区青江１丁目２番９号レオパレスソレーユ青江第３　104
債務者　斉藤こと　齋藤　貴子（旧姓河田）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９号
栃木県大田原市佐良土2084番地
債務者　伊藤　雅俊
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１１０１号
東京都府中市若松町１丁目18番地の12若松コーポ303号
債務者　阿部　昭子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９号
静岡県藤枝市音羽町５丁目15番地の35、旧住所静岡県藤枝市音羽町３丁目８番２－１号
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５４号
東京都稲城市長峰３丁目８番地２―510
債務者　笹本　伸二
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目16番６―208号
債務者　千屋　綾子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部